

# 奈良県指定有形文化財追加指定の概要

## 1 旧正法院家住宅（吉城園）

主棟－中央棟 附 襖障子 12枚

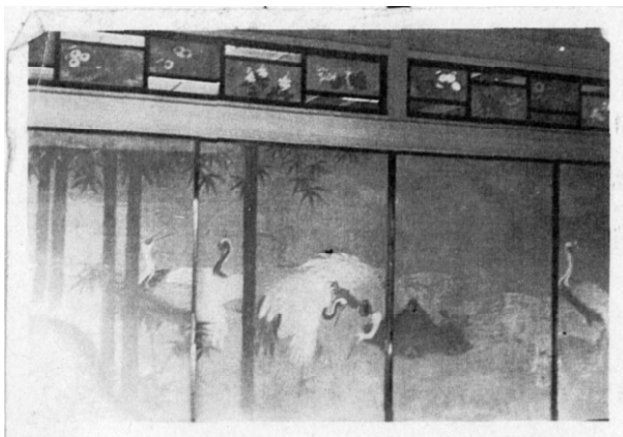
種 別	有形文化財（建造物）	
名称及び員数	旧正法院家住宅（吉城園）	12棟
	主棟	7棟
	北棟	1棟
	北廊下玄関棟	1棟
	中央棟	1棟
	附 棟札	1枚
	<b>襖障子</b>	<b>12枚</b>
	南廊下棟	1棟
	附 透塀	1棟
	南棟	1棟
	附 棟札	1枚
	土蔵	2棟
	離れ	3棟
	四阿	1棟
	表門	1棟
所在地	奈良市登大路町60番1	
所有者の住所	奈良市登大路町30番地	
氏名	奈良県	
指定年月日	平成23年3月30日	
指定番号	建 第125号	

平成22年度に指定した当該建造物について、主棟－中央棟内の客間に平成18年まで嵌められていた襖障子が、奈良県立美術館に保管されている。

主たる客間である「鶴の間（本間）」と「春蘭の間」に嵌められていた12枚で、建立後間もない頃に撮影された古写真によって、当時の状況が確認できる。

これら襖障子の表装画は、いずれも建立年代より古く江戸時代の作とみられ、建立時に古物を活用したものと推測される。

いずれも座敷の空間を構成する重要な要素であり、建造物と一連での保護措置を計るべきである。



上；主棟「鶴の間」の現在

左；古写真に見られる「鶴の間」の絵襖